


所管部課	市民環境部 市民課	部長	田村 美砂			
件名	東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱 要綱の一部を改正する要綱について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	課税課				
<p>1 要旨</p> <p>住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカ一行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護に係る支援申出書の様式が変更となった。これに伴い、申出者が他の区市町村に所在する固定資産を所有している場合等において、当該区市町村の長に対して支援措置を求めることができることになる。</p> <p>については、統一的な支援措置を実施するため、当該要綱の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 第1号様式の備考欄に、他の区市町村に所有する固定資産の有無を確認する文言を追加する。加えて同様式の2枚目（別紙）として、所有固定資産の詳細を記入する様式を定める。</p> <p>(2) 施行日 決裁日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 支援にあたって区市町村間の情報共有が適切に行われる。</p>						
<p>2 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>						
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。